

セキド、子育て家庭の全従業員（パート・アルバイトを含む）に対して、ベビーシッターや一時保育等のサービス利用料の半額を負担する子育て支援

全国の小中学校、高校、特別支援学校の臨時休校要請を受けて緊急の福利厚生制度を導入し、同時にシフト調整も推奨

2020年2月28日

株式会社セキド（本社・東京都渋谷区、社長・関戸正実、証券コード：9878）は、幼稚園と小学校の子供を持つ子育て家庭の全従業員（パート・アルバイトを含む）に対して、2月29日から春休み終了までの期間、ベビーシッターや一時保育等のサービス利用料の半額の支援を行うことを発表いたします。同時に、店頭販売スタッフのシフト調整を推奨いたします。

支援内容とその背景について

当社はGINZALoveLoveを全国に14店舗運営しており、店頭販売スタッフについては遠隔勤務が難しい状況となっております。そのため、これまでもコロナウイルス対策として、マスクやアルコール消毒などにより、お客様と従業員双方の身の安全を守るよう努めてまいりました。

2020年2月27日、コロナウイルスから子供たちを守るため、首相から「全国全ての小学校、中学校、高校、特別支援学校に対し、3月2日から春休みまで臨時休校」とするよう要請すると表明がありました。

今回の首相要請を受けて、当社は従業員全員とその家族の社会生活と安全を維持していくため、子育て家庭を中心に店頭販売スタッフのシフト調整を推奨いたします。さらに、幼稚園と小学校の子供を持つ子育て家庭の全従業員（パート・アルバイトを含む）に対して、2月29日から春休み終了までの期間、5万円を上限として、ベビーシッターや一時保育等のサービス利用料の半額を負担する福利厚生制度を緊急導入することを決定いたしました。

この件に関するお問い合わせ先

<http://www.sekido.com/contact>